

No.	水質基準項目	基準値
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003 mg/L以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005 mg/L以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01 mg/L以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01 mg/L以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01 mg/L以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02 mg/L以下であること。
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01 mg/L以下であること。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8 mg/L以下であること。
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0 mg/L以下であること。
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること。
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること。
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること。
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること。
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること。
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること。
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること。
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること。
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること。
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること。
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること。
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること。
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下であること。
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること。
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること。
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること。
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること。
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0 mg/L以下であること。
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2 mg/L以下であること。
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3 mg/L以下であること。
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0 mg/L以下であること。
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200 mg/L以下であること。
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05 mg/L以下であること。
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること。
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること。
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること。
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること。
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下であること。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下であること。
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること。
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005 mg/L以下であること。
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下であること。
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。
48	味	異常でないこと。
49	臭気	異常でないこと。
50	色度	5度以下であること。
51	濁度	2度以下であること。